
第7章

党第8次大会期北朝鮮経済の「構造」分析 —「社会主義建設の全面的発展」論と「地方発展20×10政策」 に見る軍事・経済の相関関係と力学—

飯村 友紀

1. はじめに

北朝鮮において、各年次に達成すべき目標は一特に経済関連では—一定のタームに盛り込まれ、年頭あるいは前年末の段階で闡明されるのが通例となっている。例えば直近の2024年および2025年の場合、それぞれ「社会主義建設のすべての戦線で攻撃の氣勢をいっそう高潮させ党第8次大会が提示した闘争目標占領の勝算を確定づけるべき決定的な年」「社会主義の全面的発展への最初の段階の開拓闘争、変革闘争を結束させる新たな年」と位置付けられていることが確認される¹。

直截的には、斯様な表現手法は明確な目標（特に数値目標）の設定について韜晦することで政治的・経済的リスクの発生を事前に避けようとする志向性の所産であろう。しかしながら、特に金正恩体制下の北朝鮮では、朝鮮労働党大会の5年ごとの定例開催が「復元」されたことに代表されるごとく²、単に折々の政策的課題を「束ねる」ことで当該年の目標に据える—遂行された課題は別のものに置換され、未達成の課題はそのまま持ち越される形で再度「束ね」直される—のではなく、中期的なタイムスパンの中で達成すべき方向性が示される傾向が明確化しつつある。その大枠の中で個々の政策が進行し、年単位の曲折を経たとしても総体としての現在地（座標）は確実に設定された大枠（方向性）と近似のベクトルを描く、とのストーリーで説明ないし正当化されるのが、現今の北朝鮮の経済政策なのである。

したがって、北朝鮮経済の把握は個別の政策のみならず、そこに埋め込まれた方向

性への照明をともなってこそ、より鮮明に実行されることとなる。さらに付言すれば、そのような政策的方向性およびストーリーはひとり経済のみならず他分野をも包含した構造を持つため、経済政策の把握を試みる際にも、視野をより広く取ることが必要となる。本稿は以上を基本的な問題意識に設定しつつ、本事業の実施時期にほぼ相当する2024年から2025年の時期を対象として、北朝鮮経済の「鳥瞰図」的な描写を図るものである。同時に、上記の「方向性」が北朝鮮の主要アクター・分野たる軍および軍事をも含む点を逆用する形で、「北朝鮮の軍需産業・軍事経済分析」という本事業における筆者の課題に相対することとしたい。また、筆者は過去の論考において党第8次大会期前半（2021年から2023年）の経済政策を分析した経緯があるため、それらの知見も引き継ぐ形で、党第8次大会期の経済政策の方向性の別括を試みることにする³。

2. 「社会主義建設の全面的発展」論－その仰角とロジック

上に記した観点、すなわち「方向性」への関心に立って党第8次大会期を回顧するとき、先に一部引いた「社会主義建設の全面的発展」が、いうなればその骨格を形成していることがわかる。よって、まずは同「社会主義建設の全面的発展」論（以下、「全面的発展」論と略記）の論理構造と、それが当該時期の各政策にどのような影響を及ぼしているか、換言すればいかなるストーリーをもって、その名称下に行われる個々の政策の方向を規定しているのかについての分析から、筆を起こすこととしよう。

北朝鮮の文献上、「全面的発展」は「国家社会建設のすべての分野と部門、国のすべての地域を全面的に、均衡的に、等しく、特色をもって発展させる」ことの謂であり、またその過程は「全人民を党の思想で団結させ、経済の自立的・持続的な発展を担保する高い科学技術の土台を構築し、全民を人材化してあらゆる文化的落伍性を清算する3大革命（訳註：思想革命・技術革命・文化革命）を通じて実現する」と定義される⁴。そして党第8次大会期に相次いで着手された平壤市5万世帯住宅建設事業（および被災地域での労働者用住宅建設）、「農村革命綱領」に基づく農村振興（党中央委第8期第4次全員会議（2021年12月）、「地方発展20×10政策」（後述：最高人民会議第14期第10次会議（2024年1月））、「教育土台の強化措置」（党中央委第8期第11次全員会議（2024年12月））等に代表される各施策が、同論の表現形態として位置づけられている。

同論の後背にあったのは、とりもなおさず体制の危機意識であった。対外的側面において、「敵対勢力が名実ともに核保有国、東方の核列強として急浮上したわが共和国の非常に強大な国力と国際舞台において日々高まるわが国家の位相の前に周章狼狽し、わが共和国の粗を探しては中傷を繰り返し、我々を国際的に孤立させるための世論戦に執拗にしがみついている」状況のもと、国威発揚を「言葉によってではなく実物で国際社会の前に明白に見せつける」ことが必要となるとの主張と軌を一にして⁵、軍事面に偏重した「国力」が体制の安定性を毀損する危険性が、認識されていたのである。例えば「尊厳と榮譽を売り払って単に物質的享樂のみを追求するならばそのような文明は決して真の文明、国家と民族の尊厳と榮譽の中で真に享受する文明ということはできない」と政治面・制度面の優位性を強調しつつ「すべての面で世界を圧倒する文明」の確立を主張する言説に、そのような外国との格差への懸念が垣間見られよう⁶。

そして、理想像としての「社会主義強国」を「国力が強い国」「隆盛繁栄する国」「人民が世界にうらやむものなく幸福な生活を存分に享受する国」と、思想的側面よりも物質的側面を強調する形で定義する言説も加味するとき、この外国との格差に関する危機意識は、敷衍すれば民心の動揺が体制への疑義を招来しかねないとの憂慮にこそ端を発していたことが強く推測される⁷。文献中の表現を藉りるならば「社会主義強国建設が力強く推進されるほど、人民生活に目に見える実際的な変化が生じなければならない。そうであってこそ、人民は誇りと生きがいを感じて社会主義強国建設にいっそう馳せ参じるようになる。しかし未だ国の事情は困難で人民生活も満ち足りておらず、人民の素朴な生活上の要求すら満たせずにいるのが現実である」がゆえにこそ「社会主義制度の有難みを言葉ではなく実地に、全身で感じて、よりよい将来に対する楽観にあふれ」させることが必要となる。したがって「(金正恩にとって：訳註)形勢が有利であるか不利であるかに関係なく、人民と交わした約束を無条件に実現することで、尊厳高きわが党の権威と党に対する人民の絶対的な信頼心をいっそう固く守る政策的事業」になるとして、各種振興事業が定置されることとなるのである⁸。

想起すれば、三代目指導者たる金正恩の思想的独自性の産物としての「人民大衆第一主義」のロジックは、つとに「党と国家は人民のために滅私服務し、人民は党と国家に自身の運命と未来をすべて委託し真情を尽くして戴くという、まさにここに人民大衆第一主義が具現されたわが国家の真の姿がある」との表現で、体制と人民の間のレシプロカル（双方向的）な関係性を標榜していた。またこれに関連して、金正恩体制期において「党に対する大衆の全面的な支持と絶対的な信頼を限りなく強化すること」および「広範な群衆を党のもとに固く束ね、党と大衆の血縁的連携をいっそう強

化して党の大衆的地盤を押し固める」ことが求められるに至っていた点からも、斯様な関係性が理解されよう⁹。

もとより、かく仮構された双方向性が「偉大な首領の領導を戴いてこそ人民大衆が自身の運命を成功裏に開拓していくことができ、偉大な人民となることができる」と、領導者たる金正恩の人民に対する優位性を大前提としていたことは贅言を要すまい。ただし同時期においては「イルクン（訳註：幹部）らの中であらわれる人民を下に見て号令し、人民大衆の上に君臨して人民の利益を侵害する勢道と官僚主義、不正蓄財のような古い事業方法と作風を徹底して根こそぎにすることで（中略）広範な群衆が中心となって党に従うようになり、党に対する大衆の信頼はいつそう高まり、党と大衆の一心団結がいつそう強固なものとなる」と、「人民大衆第一主義」の成否がイルクンにかかっていると主張のもとに指導者たる金正恩と政策遂行上の責任を分離せんとする言説も浮上していた¹⁰。そのような一種の（指導者にとっての）安全弁としてのイルクンの位置づけも勘案するとき、カリスマなき指導者としての金正恩にとり、可視的成果（特に生活水準の向上）の実現が統治の安定性に直結するものとして認識されていたことが推量されるのである。

ただし、瞥見すれば可視的な経済成果の導出策、わけても一種の内需刺激による経済振興策とも解釈しうる「全面的発展」論は¹¹、上述の定義が示す通り方法論として「3大革命」を指定する点に、いまひとつの特徴を有していた。周知のごとく3大革命は思想革命・技術革命・文化革命の総称でありつつも、その位置関係は思想的刷新の謂としての思想革命を技術革命・文化革命に優先させるものであり、例えば農村振興政策も「農村革命の主人たる農業勤労者らの意識水準を改変してこそ、彼らが新時代農村革命綱領に対する正しい認識を持ち、その貫徹において革新的で主導的な果たし、社会主義農村をいつそう強化発展させる」ことが可能になるとの説明がなされていた。技術革命としての生産力向上、文化革命としての生活環境の改善は、文献上、思想的刷新の呼び水として位置付けられていたのである¹²。

さらに、「全面的発展」論の掲げる同時・均衡発展は、単純に立ち遅れた部門・地域の「底上げ」の必要性のみならず、「われわれにはある特定の部門や単位が100 m先んじることよりも、皆が手を携えて10 m前進することが必要である」との認識をともなって浮上していた。「他の分野と部門・地域がどうなるかに拘泥せず、孤立的に、本位主義的に発展しようとすることは許容されない。それは発展の均衡と調和を無視した不均衡的・非対称的なものであり、（中略）社会主義の本性にも抵触する非典型的なものである。不均衡的・非典型的な発展は全分野と部門、地域の発展に貢献せず、む

しろそれを毀損するものであり、したがって社会主義の全面的発展とは何らの関係もなくこれに背馳する」として¹³、あくまで計画—換言すれば統制—の下に実施されることが闡明されていたのである。

そしてこのことから、「全面的発展」論は、民間のリソース（民間に滞蔵されている資金・物資、あるいは人民の経済的利益への欲求）を活用して各種振興政策を促進せんとする制度改革的な側面と、そこに統制の「籠^{たが}」をかけようとする守旧的な側面とが混淆した色彩を帯びて実体化することとなる。

まず前者について挙げれば、当今の北朝鮮においては、各单位（機関・企業所・団体）に「行為能力のある公民」の「住民遊休貨幣資金」を経営資金として調達し、その担保として国定利子率の1.2倍までの範囲での利子率設定や企業債券を発行することが認められているという。あるいは「余っていたり遊休状態にある不動産を、一時的な需要が提起され、借りて使った企業が貸した企業体に支払う料金であり、不動産利用権の価格」との表現で「不動産賃貸料」の存在が公言され、単位間での土地賃貸が可能になっていることが示唆される。さらには機関・企業所・団体が利益を上げる上で重要な要素となる科学技術人材の大学・科学技術研究機関からの移動（引き抜き）を「内閣の合意と相手方機関の承認」を条件として可能とする措置（「科学技術人材管理法」）が強調されていた¹⁴。資本・土地・労働力の各生産要素において一種の市場が形成されていることが、半ば公言されるに至っていたのである。

また経済関連法の相次ぐ制定・修正補充により、各種経済政策とその実施環境を担保しようとする志向性も顕著になっており—依然として外部観察者にとってそれらのほとんどが未詳ながら—変化を印象付ける作用を及ぼしていた¹⁵。

さらに第8次党大会期においては「部門予算制」の改編がなされ、従来は各委員会・省と管理局、連合企業所に分類されていた中央予算の部門構成—それぞれが独立採算し、収支を自ら調律しつつ予算執行を行うことで総体としての中央予算が形成される—が、部門総合予算（省・中央機関）と中央直属予算（直属単位機関・工場・企業所）とに再編され、特に部門総合予算の基本単位として管理局と連合企業所が予算の示達・執行・決算を独自に行うこととなったとされる。これは他業種・業態にまたがるコングロマリット的存在としての連合企業所と、それと競合的な関係となった委員会・省・管理局の利害関係を整理することを目的とした措置と推測されるが、重要なことは、これにともなって連合企業所、その上位単位としての省・中央機関とも、教育・文化・保健などの文化厚生施設等の非生産施設を自体支出によって運営するよう求められている点であり、このことから、各单位—主に連合企業所—の裁量範囲が

さらに拡大していることが示唆される¹⁶。もとより責任の拡大と表裏一体であるにせよ、各単位の権限が伸長していたと考えられるのである。この時期に文献上で散見されるようになった各単位の特許権の活用—特許使用料による収益獲得—の事例は、そのような「制度化された裁量権」の爛熟の一端を示すものであろう¹⁷。

そして、斯様な傾向と歩調を合わせる形で、後者つまり統制強化の傾向もまた表面化していた。「すべての部門と単位で、国家の統一的指導と管理の下で計画的に主導し精密に進行する中央集権的な自力更生の気風」（傍点引用者）の確立が求められ¹⁸、裁量権の掣肘が強調されたのである。

もとより、それは直截的には、政策的志向性よりは計画経済の機能不全という現実を反映したものと見るべきものであろう。例えば、文献上では軽工業製品について「軽工業工場と農場で国家計画に合わせて生産される製品」以外に「工場・企業所で基本生産製品以外に生産する生必製品」「消費品生産と関連のない機関・企業所で運営する生産基地から生じる製品」「軽工業工場で企業体の分（기업체 몫）」として販売される商品」「他国から入ってくる輸入商品」が混在する状況下で、それらが「国家の統制圏外で流通する現象」への対策を説く言説が見られる。あるいは「機関・企業所の収入と支出活動を掌握して国家計算圏に反映する領域」としての国家財政の統制範囲を拡大し「一部機関・企業所が手にした収入を国家計算圏に反映することなく自体で利用する現象が生じないよう、それらの収入と支出を国家が直接計画化して国家予算に反映する」必要性を強調した言説が示唆するごとく¹⁹、現今の北朝鮮経済においては経済浮揚策としての裁量権拡大のいわば前段（前提条件）として、経済規律の回復が急務とされているのである。

ただし、ここで注目されるのは、北朝鮮当局の思考において、斯様な規律と統制の回復それ自体に、経済成長の方途が見出されていた点であった。「整備補強計画の完遂はすなわち党大会決定貫徹のための偉大な闘争の結束である。（中略）社会主義経済は計画経済であり、すべての部門が有機的に連結された大規模集団経済である。全部門・全単位が互いに協助しともに前進してこそ人民経済全般が活性化し、個別的単位の発展も確固として担保される。全部門と単位で計画規律をいっそう徹底確立することは経済全般の安定的かつ持続的な発展のための確固たる担保である」と²⁰、計画経済の字義通りの実施に成長の「伸びしろ」を見出す「整備・補強」が再度強調され、分野・部門・地域の同時・均衡発展を説く「全面的発展」論と—先に一部見た通り—結合していたのである。

その結果、各単位への実質的な経営権付与を中核とする「社会主義企業責任管理制」

をめぐる言説においては、経営権は「(各工場・企業所の: 訳註) 生産的連携が計画的に実現されるようにすべく協同化組織計画と協同品生産計画のような協同生産計画を立て遅滞なく執行」するためのものとして、あるいは単位の「党委員会の集體的指導の下で政治事業を先立たせつつ」「すべての経営活動を繰り広げる事業体系」を前提として行使されるものとして描かれるようになっていた²¹。また、先に示したごとく統制外の経済活動が懸念された軽工業・商業部門においては、原料・製品の生産供給を商品受供給契約を通じて一すなわち国家が監督統制しうる方法を通じて一遂行することが、消費者の需要をふまえた生産計画の策定・調整、契約生産される製品の品質監督とともに求められていた。各単位が「必要な原資財をはじめとする物資や設備を自体で生産・使用するため努力するようになり、(中略) 人民に対する給養・便宜奉仕活動が円満に行われず、ひいては奉仕単位で非社会主義的行為が生じる条件が形成される」事態への警戒が先行していたのである²²。

むろん、統制の強化を求める言説は北朝鮮の公的文献に恒常的に看取されるものであり、またそのようなナラティブに、実態としての裁量権が一政策的に一拡大しているさまをロジック上糊塗せんとする当局の意図を見出すことも不可能ではない。しかしながら、文献上、裁量権に対しては常に強調しつつ掣肘するかのような筆致が通底していた。例えば豊作が喧伝された2024年・2025年において、農業分野では「農場決算分配法」が採択されて公正な評価—生産意欲刺激のための—が法的に裏付けられたことが報じられていた。そして同時期に圃田担当責任制の正確な実施とともに「農場員の意識状態に目に見える変化が生じ始めた。だれもが努力すればいくらかでも先んじることができるという高い信念と生産意欲をもって発奮し、営農工程ごとに前例のない成果が成し遂げられた」「現物分配は言うに及ばず、現金分配だけを見ても風呂敷包みほどもあった」といった記述が登場しつつも²³、それらは現金分配の自主的返上や自社生産品の価格を意図的に安価に設定するといった模範的事例の紹介を、しばしばともなっていた²⁴。すなわち公的媒体さえ現物的・可視的な成果(利益および利益への期待)こそが増産の鍵であることを明確に認識する状況でありながらも、そこから統制強化の反作用が除去されることはなかったのである。

そして斯様な反作用は統計機関に対し「個人副業経営の生産活動結果」まで、「穀物をはじめとする食料作物はどこで生産・輸入されたかと関係なく、あるいは個人の副業畑で生産されたものまですべての源泉を統計機関でもれなく、徹底的に掌握」することを主張するまでに及んでいた²⁵。また各単位が厳に戒しむべき否定的行為とされる「機関本位主義」は「単位の特殊性を前面に出して本位主義を振りかざす現象、生

産と企業管理で大風呂敷を広げたり手管を弄する現象、労力管理・財政管理・設備資材管理を社会主義原則に合わせて行わない現象」「計画数値と生産量だけを合わせる現象」といった明確な違反行為のみならず、「革命の利益、国家の利益を等閑視して自部門・自単位の狭小な利益のみを追求し経済事業で統一的指導と協同を阻害する」「党と国家の利益よりも自身の単位、自身の地方の利益を先立たせる誤った思想観点」と、利益の追求それ自体にかかるものとされた²⁶。これらを勘案するとき、当局の問題意識において、裁量権の拡大はむしろ懸念対象であり、また裁量権は一制度による裏付けが強調されながらも一常に統制との間で不安定な均衡の下に存置されている可能性が、推測されるのである。いうなればアクセルを踏み込むのに合わせてブレーキを緩めるのではなくブレーキを踏みつつアクセルを踏むかのような統制志向の存在が、「全面的発展」論のなかに沈潜する第一の「通奏低音」ということになろうか。

3. 軍事の介在－軍拡基調下のリソース配分をめぐる

さて、「全面的発展」論にもとづく大規模振興政策は、各単位の裁量権と国家的統制の関係性の調整にとどまらず、有限な国家的リソースの再配分も必然的にもなうこととなる。それではこの課題に対し、北朝鮮はどのような姿勢で臨んだのか。本節ではリソースが優先的に投じられていることが明確な軍事を直截的な対象に据えつつ、この点を検討してみたい。

これに関連してまず目につくのは、ここまで「帝国主義連合勢力の反共和国孤立圧殺策動を打ち砕くための社会主義守護戦に国家のすべての力量を総集中して、農村に対する国家的投資、農業に対する工業の支援を円満に進行でき」なかったことが認められるとともに、軍事力強化の帰結として「列強がわが国家と人民の利益を好きなように弄ぼうとした時代に終止符が打たれ、わが人民は尊厳高き強大な国で永遠に戦争の惨禍を知らず代々幸福を共有することができることとなった」といった表現が見られるようになった点であった²⁷。北朝鮮を特徴づけてきた軍事へのリソース集中が、表面上、「全面的発展」論の浮上と時を同じくして修正された可能性が示唆されたのである。

しかしながら、実際の政策展開過程はこれと相反するものであった。特に1990年代以降の対米関係の経緯を通じて北朝鮮が「核保有国の地位を最上の見地へと上昇・高潮せしめ、朝米核対決戦の終局的勝利を成し遂げる万年担保を準備した」ことを経

括しつつ、米ソ冷戦期の特徴を「各地域で大小の戦争が数多く生じながらも核武器保有国だけは侵略を被ることがなかった」点に求め、「自体の核武力だけが信頼しうる戦争抑制力、民族の無窮繁栄のための担保となる」との経験則を引き出す言説が登場していたのである²⁸。

それが意味するところは明白であった。当該文献自身が端的に示す通り、「すべての軍事強国の志向的な目的と同様、われわれも戦争の版図を変える手段、つまり誰も対応できない武器体系を戦略的抑制の核心軸として立て、国家の核戦争抑制力を引き続き高度化」する必要があるとの認識のもと、「多角的な作戦空間でそれぞれ異なる手段で核武器を統合運用する」ための営為が今日も続けられていることが闡明され、核軍拡競争の様相が露わとなっていたのである²⁹。金正恩体制がかつて「経済建設と核武力建設の並進路線」（2013年3月）を掲げ、核開発と原子力産業の進展・発展によって「国防費を増やすことなく少ない費用で国の防衛力をさらに強化し、あわせて経済建設と人民生活向上に大きな力を振り向けること」ができるとの主張をその論拠に据えていたことを想起するならば³⁰、いまやその前提が崩れ、際限なき核軍拡を甘受するものへと姿勢転換がなされたことが明白となっていた。

さらに、金正恩の軍事的業績として「自衛的核抑制力の最上の水準への強化」とともに「人民軍隊の最精鋭革命強軍への強化」を並置する言説も登場し、特に後者において軍を政治思想的に鍛錬するのみならず「軍事技術強軍化」すなわち「国防工業を先端武器を思いのままに作り出せる主体化・現代化・情報化が高い水準で実現した自立的・現代的な工業へと発展」させた点が強調されるに至ったことも注目し値しよう³¹。すなわち、核・ミサイル開発のみならず、それに限定されない総体としての軍事力増強にも、相応のリソースが投じられるさまが浮き彫りとなっていたのである。

そして当該時期の金正恩自身の言行も、この傾向を裏打ちするものであった。「海軍とその戦略的構成要素を持続的・多角的に強化し、多様な水上・水中艦船の建造速度を高めつつ規模を拡大し、ここに各様の攻撃武器体系を不断に結合させていく」（核動力戦略誘導弾潜水艦建造事業）に対する現地指導時発言（2025年12月）、「空軍には新たな戦略的軍事資産とともに新たに重大な任務が与えられることとなり（中略）核戦争抑制力の行使において一翼を担うことになった空軍に対する党と祖国の期待は実に大きい」（空軍創設80周年記念行事での演説（2025年11月）、「国家の主権・安全と利益、発展権を頼もしく担保しうる核の盾と剣を絶えず研ぎ澄まし、更新しなければならず（中略）このためにわが党と共和国政府は核技術分野に持続的な発展のためのあらゆる可能性と条件を最優先で提供・支援する」（核関連分野の科学者・技術者

らとの「重要協議会」での発言（2025年9月）と、核兵器・通常戦力を一体化しつつさらに発展させる方針を、再三言明していたのである³²。そこにおいて、第2撃能力の構成要素となる ICBM・SLBM・空中投下型核兵器の三本柱（トライアド）の構築が企図されていることはもはや自明であろう。そして同時に、軍事へのリソース集中の傾向にも変化が生じないこともまた、この過程で半ば公言されるに及んでいたのである。

さらに、これと軌を一にする形で、党中央軍需工業部に直属し、通常の家計の枠外で軍需品の開発・生産に従事するとされる「第2経済委員会」の存在も公的文献上でにわかに存在感を増していた。従来秘匿されてきた同委員会傘下工場を金正恩がたびたび訪問し、砲弾・ミサイルおよびミサイル運搬手段の生産を直接的に指示したほか、生産能力向上のための現代化工事および同委員会の独自の生産計画の立案・承認プロセスが進められるさまが公開されたのである³³。その過程で、同委員会傘下の軍需企業所が軍需生産用のみならず「人民経済各分野の生産技術力の向上のため知能化・高速化・精密化・複合多機能化された機械製作設備をより多く開発・生産することに注力」するよう求められていた点は特に目を惹く³⁴。一種のフィードバック論をともないつつ、軍事へのリソースの優先投入が所与のものとして描出される状況が現出していたのである。また同時期には学用品工場・教具備品工場の建設が「内閣と教育部門の指導幹部らの観点と態度上の問題」によって「党中央委員会第8期全員会議のたびに工場の設立に関する内容の決定書が8回も議決されながら執行されなかった」ことが金正恩より指摘され、また対策として投入された軍人建設者の貢献が賞賛されるといった事例も看取される³⁵。これらを通じて、経済的アクターでありながら国家機関（特に内閣）の枠外で活動する軍の位相、そして何よりも軍事へのリソース集中が印象付けられたのである。

かくして、北朝鮮における軍はさらなる核開発の必要性を背景として引き続きリソースの優先投入の対象と位置付けられるに至っていた。のみならず「従来型」のロジック、すなわち経済振興の前提条件としての平和的環境を確たるものとし、さらに経済各部門へフィードバック効果をもたらす存在であることをもってリソースの優先投入の当為性を説明する言説が、軍の斯様な位置付けを補強していた。そして、そのようなロジックの構造を保ったまま、軍は「全面的発展」論の中に定置される。「政治と国防、経済と文化建設は社会主義の全面的発展を実現する上でともに重視し解決すべき歴史的課題である。社会のすべての分野が互いに有機的に連結されているだけに、政治と国防、経済と文化のいずれかの分野だけを重視しては社会主義の全面的発展を

成し遂げることはできない」と³⁶、軍事が同論の構成要素であることが明示されながらも、「全面的発展」の前提条件（平和的環境の創出、経済的波及効果）に貢献する存在であるとの理由で、軍事は前節に見た同論の統制的側面を回避した存在、つまり他部門・他分野との位置関係に拘泥されぬままリソースが優先的に投じられるべき存在として、同論の中で他部門・分野に比して別格となる地位を築いていたのである³⁷。

以上をふまえるならば、例えば対外向け宣伝媒体の中で簡潔に記述される「第一に、政治と国防建設を重視しながら経済、文化の発展にも大きな力を入れて国家社会生活の各分野を全面的に発展させること」「第二に、人民経済の全般的部門とすべての単位を均衡的に発展させること」「第三に、地方建設と農村建設と力強く推し進めてすべての地域を均等に、特色付けて発展させること」との「全面的発展」論の定義が³⁸、第一カテゴリと第二・第三カテゴリの分離の帰結であることは直ちに看取される。また「全面的発展」論のいまひとつの「通奏低音」として、それが一語感が与える印象とは異なり一軍事へのリソース優先配分の「再強化」を前提としていたことが、強く示唆されるのである。

4. 合力としての「地方発展 20 × 10 政策」—党第8次大会期経済政策の「縮図」

では、ここまでに見た「全面的発展」論の構造（「ストーリー」と方向性）および背景を念頭に置いた上で具体的政策に焦点を当てるとき、そこにはいかなる様態が見出されるのか。ここでは特に「全面的発展」論の直接的な問題意識が経済振興の必要性和リソース不足への対処にあった点をふまえつつ、先に一部触れた「地方発展 20 × 10 政策」（以下、「20 × 10 政策」）をクローズ・アップすることとしたい。

「20 × 10 政策」に対しては「（同政策の：訳註）基本内容は、現代的な地方工業工場を毎年 20 の郡に建設することを、遅滞なく政策的課業として掴み、有効に執行して 10 年間にすべての市・郡の地方工業工場を現代化して全国的版図で地方人民の物質文化生活水準を一段階飛躍させることである」との定義が付されている³⁹。また「社会主義の全面的発展期の要求に合わせ、地方発展の膨大かつ歴史的な課業を最も早期に完遂」させるための政策として、「全面的発展」論の表現形態の一つであることが言明されていた⁴⁰。さらに「地方発展政策と農村革命綱領は互いに有機的な連関をもって、わが党の全面的発展の理念を実現するための人民の闘争を強力に推动している」

と、「農村革命綱領」と連続性・相関性を備えた一種の後継措置としての側面が強調され⁴¹、「全面的発展」論の政策パッケージに組み込まれていることが確認される。「20×10政策」の構想を開陳した最高人民会議第14期第10次会議（2024年1月）での施政演説において、金正恩自身も「現時期、人民生活を向上させる上で重要な問題は首都と地方の差異、地域間の不均衡を克服すること」との認識とともに「共和国の領域では人民生活において立ち遅れた地域があってはならないというのがわが党と政府の絶対不変の原則」であると宣言していた。その上で、金正恩は同演説上、現実に存在するそれらの格差を「社会主義建設の全面的発展の理念に背馳する」現象として問題視するとともにその克服のための国家的支援を約しており、このことから看取される通り、「20×10政策」には「全面的発展」論のいわば縮図としての性格が、当初より付与されていたのである⁴²。

また、同政策をめぐる言説では、過去の地方振興政策を「言葉でのみ行ってきた理想と宣伝的なもの」と断定して差異化を図るものも目に付く。特に過去の政策の問題点として「地方工業を発展させるための事業が明瞭な目標と段階別計画、明確な基準と方法論なしに行われてきた」点を挙げ、それゆえに「都市に比した農村の落伍性、換言すれば農業が工業よりも物質技術的土台が弱く、農村住民が都市住民よりも文化水準において低く、農民の思想意識が労働者のそれよりも立ち遅れることは、どうしようもないこととされてきた」といったナラティブからは⁴³、同政策が単なるパッケージ化された分野別政策の一環という側面以上の意味をもって「全面的発展」論と結合していることがうかがわれよう。

斯様な規定がなされる以上、同政策においては何よりも可視的な変化の導出、文献中の表現に従えば「実際の結実、目に見える変化が真に地方人民の皮膚に届くように」することが求められ、またそうなるこそ「人々の意識領域に改変をもたらす」ことができるとの位置関係が設定されることとなる⁴⁴。「全面的発展」論の一部として思想的刷新が強調されつつも、物質的側面に先次的な注力がなされるべきことが、公言されるのである。単に「その地方を代表し人民から好評を受けるような名製品・名商品を生産」するにとどまらず、各地方が独自に「各種の人民消費品を数多く生産して地方人民の生活を向上させること」が同政策の課題に掲げられたのはこのためであった⁴⁵。必要な日用品をすべて地方原料で生産することはむろん不可能であるにせよ、「地方にありふれた資源、あるいはそれをもって生産した製品で、他の地方の製品と交流したり、地方に乏しい資源を利用する部門を発展させる上で必要な原料・商品等を解決する」ことも念頭に⁴⁶、地方の自力発展が求められていたのである。

また、そのような課題を遂行するために「国家的指導と援助を保障しつつ地方の自立性を確保する」との方式が設定された点も特徴とされた。「以前にも地方工業発展のための活動は行われてきました。しかし、この活動は各道・市・郡がそれぞれ各自の実情に合わせて自力で行ってきたため、地方経済の発展と人民の物質・文化水準の改善・向上にはあまり役立ちませんでした。新しい『地方発展20×10政策』は、地方工場の建設に必要な資金と労働力、資材を党と国家が直接責任をもって保障し、計画的に推し進めるといことです。(中略)当該地方の経済的潜在力を最大限効果的に利用して地方経済の自立的発展土台を構築できるように国家の投資を増やすといことです」との発言が示すように、国家負担によるインフラ整備と需要喚起を触媒として地方振興を図るとの方法論が強調されたのである⁴⁷。もとより、そこに「原料輸送と製品供給にかかる費用を最大限に減らし」つつ「遊休労力と遊休資材、地方の原料源泉を残らず動員利用して社会主義経済建設を速い速度で促す」こと、換言すれば地方に回す国家的リソースを最終的に減らすとの一伝統的な一目的意識が通底していることは明白であったが⁴⁸、同政策は外見上、たしかに新規な色彩を帯びていた。

ただし、同政策をめぐるのは、「すべての市・郡で地方工業工場を現代的に建設し、自体の原料資源に依拠して生産を正常化しようとするとき、当面提起される問題が少なからぬものであることは事実である」と⁴⁹、同政策の要点である可視的な成果—しかも日常生活全般において必要とされる多種多様な日用品という現物—が実現するまでに相応のタイム・ラグが生じうることが認められていた。この点と、早期の成果導出という必要性からは、同政策には可視的な成果を国家・地方間の一種の逆鞘（持ち出し）によって演出せんとするドライブがかかる可能性が常に付随することが示唆される。対外向け文献上で特に強調されている同政策の成果、とりわけ「工場で生産する製品はすべて銀川郡地方の原料で作ったものであり、価格が安く、質的指標において中央製品に引けを取らない」といった「あらまほしい」地方工業の様態の内実に関しては、なお検討が必要であろう⁵⁰。

そして、可視的な成果の導出の必要性和、その早期実現のための国家的投資が公言される背後で、「20×10政策」の展開過程においては「全面的発展」論のパラレルともいべき統制の側面が次第に立ち上がっていた。例えば同政策の成否を握る地方原料の確保に関し、文献は、「地方工場が自体の原料基地を持たず国家に依存することになれば、それは地方工業工場ということではできず、地方工業としての意義がなくなる」としつつ、「最近、郡で新たに造成する原料基地の少なからぬ面積はかつて一部の住民らが林農複合経営の方法で管理していた山地の小土地である。イルクンらがこれ

らを郡の原料基地事業所・山菜蕨林事業所・食料工場の従業員で登録して一定の面積に対する管理を専門に受け持たせ、実績によって政治的・物質的評価も正確に行うならば、原料基地を管理する従業員らの責任性と役割を非常に高めることができる」と記述する。原料基地の「造成」が、長くグレーゾーンに位置づけられてきた非公式な私的耕作地の接収によって行われていることが示唆されるのである⁵¹。原料基地造成の実績については「半年間に各道で油脂作物と紙類原料林がそれぞれ6万2000余町歩、3万2000余町歩造成された」ことが報じられているが、その間に原料基地の労働力として当該地域の女盟員が「進出」する事例がたびたび報じられていることも考慮すれば、非生産労働力を動員しつつ、それら接収した土地を公的領域に回収せんとする動きが本格化しているとの見方が成り立とう⁵²。

また同政策が掲げる地方人民の生活水準向上は、より正確には「人民生活を向上させるための事業は、農業と軽工業、水産業をはじめ人民生活に直接影響を及ぼす部門と連関部門で構成される幅広い分野を包括する。したがっていずれかの、いくつかの単位や部門を押し立てたり、何名かの人員や小集団が動員されることによって人民生活の問題は円満に解決されない。すべての力量と手段を総動員し、人民生活と関連するすべての部門・すべての単位を押し立てる時、人民生活向上において決定的な転換がもたらされる」との認識を前提としていた⁵³。この点は金正恩自身の発起により、地方の特性を活用した地方経済振興策として海面養殖が提唱され、これに専従する水産事業所の新設が行われた咸鏡南道新浦市の事例を見ても明瞭に看取される⁵⁴。「豊漁洞地区の沖合でホタテとコンブの養殖をよく行えば、土地が痩せて経済力が弱い新浦市が、3～4年後には共和国の市・郡でもっともよく暮らす『富者市』となりうるだろう」との金正恩の発言が与える印象とは裏腹に、同地の成果は「全国の同時・均衡的發展のための地方中興の世紀的大業を決断し頑強に実行していく敬愛する総秘書同志の卓越した思想と領導がもたらした輝かしい結実」とされ、いわゆる先富論とは異なる発想に基づくものであることが示されていたのである⁵⁵。

そして同時期の文献は「われわれが経済を自立化しようとする目的も、単に自体で生産して生きていくところのみあるのではなく、国家の全般部門を均衡的に、同時に発展させるところにある。国家の全般部門を均衡的に、同時に発展させる上で重要な問題の一つは、進んだ部門・単位が立ち遅れた部門・単位を助けてやることである」と強調していた。これも勘案すれば、当該地域住民が上掲の「富者市」発言に対し「われわれはよい暮らしができる、また無条件にそうしなければならない。朝鮮労働党の政策は科学であり勝利であること、党政策が実現する途ですべての福が来ることを世

に見せつけ」んとする決意で呼応した、といった文献上のナラティブからは、当局の真意が私欲を刺激しつつもそれを掣肘するところにあったことが、強くうかがわれるのである⁵⁶。

さらに、可視的な成果の早期実現という同政策の目的意識は、そのバックボーンとしての「全面的発展」論が、前記のごとく経済・生活水準の格差が体制の正統性への疑義を惹起するとの懸念に根差していただけに、いっそうの高潮を見せることとなる。「開城市市内地区、載寧郡、燕灘郡、雫時郡にのみ地方工業工場を（中略）設え、それ以外の市・郡は将来的に建設を行う準備を促す」とした直近の党中央委員会第8期第9次全員会議（2023年12月開催）の決定書を「そのように消極的な態度をもってしてはいつになっても地方経済を発展させられず、人民生活に明確な変化をもたらすことはできない」と覆し、対象地域・規模を拡大することから着手された同政策には⁵⁷、その初期からさらなる追加課題が課せられていた。前記の新浦市における海岸養殖事業所の建設指示自体が当初計画に含まれなかったものであったほか⁵⁸、2024年8月には「保健施設、科学技術普及拠点、糧穀管理施設」の建設が「地方中興の歴史的偉業を加速化していく新たな方向」として、同政策の課題に追加されたのである⁵⁹。

地方工業工場建設が進んでいる機会を活用して「科学技術普及拠点も完工させ、病院と糧穀管理施設も建築骨組工事を先に完成させておいて年次別に国家的な対策を後から立て」るとの指示がなされていたことから、この追加措置の即興性が看取されよう。また文献記述からは、その後、同措置の具体化過程においても「『地方発展20×10政策』実行のため（中略）全国的な資材供給体系、指揮体系が整然と確立された現時点がこの重大な革命事業を開始する最適期となる」点、地方工業工場の建設のみでは「全国の地方人民に持続的に向上する物質文化生活を保障するには不十分」である点、「地方発展政策は当然ながら軽工業建設に限定されるものではなく保健と科学、教育を含む包括的な政策でなければならず、そうしてこそ真に地方人民の物質文化生活の向上に誠実に貢献し、地方発展の効率性を画的に高めることができる」ことが反復されており、必然性を有するはずの同措置が当初計画に含まれなかった理由に関しては終始韜晦されたことが確認される⁶⁰。

結局、2024年末に至って「地方工業工場とともに追加的に先進的な保健施設と科学教育・生活文化施設、糧穀管理施設まで並行して建設する」ことを地方発展政策に正式に含めることが党中央全員会議に提議された際にも、この点は「市・郡に数か所の地方工業工場を建てることだけをもってしては地方に残っている世紀的落伍性を一掃して持続的な発展軌道に乗せるには不十分」である旨説明がなされるにとどまってい

た⁶¹。金正恩により「地方発展 20 × 10 政策」の成否が国家的投資に対応した地方の自立性向上にかかっており、そのために地方独自の力量を「精神・文化的に準備」して人材育成につなげることが切実な課題となり、新設される「多機能化された総合奉仕所」がその役割を果たす、との説明が一後付けながら一なされたのは追加課題が実際の着工を見た 2025 年 2 月のことであり⁶²、この間の混乱の大きさが推測される。もとより 10 年間に及ぶ長期的事業である以上期間中に修正が加えられることは一種自然な帰結であるにせよ、政策開始初年度から表面化したこのような事態からは、それ以上の恣意性、つまり体制の危機意識と結合した可視的成果導出の志向性が同政策に「上振れ」作用を及ぼした痕跡が、強く疑われるのである⁶³。

そして、「20 × 10 政策」には大規模建設・建築事業の例に漏れず労働力としての軍の動員・投入が行われたが、その過程を通じて、「全面的発展」論に通底するいまひとつの要素、すなわち軍事・経済間のリソース配分という問題意識が同政策に色濃く投影されていることもまた、浮き彫りとなっていた。

まず、同政策の嚆矢となった最高人民会議第 14 期第 10 次会議での「施政演説」（2024 年 1 月：前述）において、政策執行にあたっては「党中央委員会各部署、国防省と該当する省・中央機関イルクンら」で構成される「地方発展 20 × 10 非常設推進委員会」が設計、資材および資金の保障、原料基地造成事業に至る地方工業工場の建設と運用準備に関する全事業を統一的に掌握・指揮する体系を構築し、そこに地方工業発展のための「旗手・主人公」として人民軍が動員されるとの構想が示されていた⁶⁴。そして同政策発表後初となる建設工事の着工に際し、20 の建設対象に各軍種・軍団から選抜された軍人建設者が投入されること、それら 20 の軍人建設者集団をもって同工事に専従する部隊「人民軍第 124 連隊」が新たに編成されたことが明かされる。その上で「党がすべての条件を準備し、人民軍隊が工場建設を丸ごと引き受けて取り組むにしても、完工後に運営の全責任を負い、住民が恩恵に与るようにする当事者は市・郡の党および行政経済イルクンである」として、設計段階からこれらのアクターが「3 者協議を重視し（中略）軍隊との協同もよく行う」ことが訓示されていた⁶⁵。同政策を党中央委員会が主管しつつ、地方工業工場の建設を軍が、運営を民間が担うとの絵図が描かれたのである。

しかしながら、そのような外見上の明瞭さとは裏腹に、文献記述からは、同政策における軍・民間の関係性が、指揮系統と役割の両面で曖昧さを内包していたことが看取される。例えば指揮系統については、同運動の差配を担当する「地方発展 20 × 10 非常設中央推進委員会」（以下、「推進委員会」）の構成は、党中央委員会組織部長を

トップに、内閣副総理（兼国家計画委員会委員長）および党中央委員会秘書、同組織指導部第一副部長をはじめとする「党中央委員会、省・中央機関責任イルクン」で編成されていることが確認される。またその下には各道・市党委員会責任秘書が主管する「地方発展 20 × 10 各道推進委員会」が設置されて「整然たる事業体系」と「計画性と集中性・展望性を保障する原則のもとに」に「地方工業工場に対する設計・施行などの工事推進状況と原料基地造成事業を統一的に掌握指導」とされていた。党組織が「推進委員会」を主導して経済事業としての同政策を内閣にかわり管轄する構図、そして「推進委員会」が「建設力量の編成と資材・設備保証」を業務内容としていながら、工事を担う「人民軍第 124 連隊」および軍人建設者に対して指揮権を有していないことが、当初より明らかとなっていたのである⁶⁶。

同連隊のために「省・中央機関と道・市・郡の緊密な連携の下ですべての事業を予見性をもって行いつつ、施工単位で設計にともなう工程計画を遅滞なく遂行するよう緻密な掌握・指導事業」を行ったのは、「推進委員会」とは別途に設置された「地方発展 20 × 10 非常設国防省指揮組」（以下、「国防省指揮組」）であった⁶⁷。また各地に派遣された「人民軍第 124 連隊」に「指揮部」が確認できることから⁶⁸、「推進委員会」と「国防省指揮組」がそれぞれ別個の指揮系統を構成していたことがうかがわれる。

また役割の面でも、両者の関係は輻輳していた。まず、アクターとしての「推進委員会」に再度注目すると、上記のごとく「推進委員会」の一義的な責務は「年末に竣工する 20 の市・郡の現代的な新しい生産基地が、操業後ただちに恩恵を発揮できるようにするための統一的な指揮と指導」を行うこと—つまり円滑な運営のための準備—であったことがわかる⁶⁹。中央「推進委員会」が各工場に設置する機械・設備の品種・数量を確定してその生産を省・中央機関に示達し、省・中央機関でそれに必要な資材・物資を確保しつつ生産課題を遂行したのち⁷⁰、各道「推進委員会」で地方工場での生産活動に必要な原料・資材の種類・数量を計算しつつ供給能力の向上を図りながら中央で生産された機械・設備の輸送と設営、試運転と試作品の生産を行う、との作業フローが設定されたのである⁷¹。また主要研究機関・企業所に所属する技術人材から選抜された「2月17日科学者・技術者突撃隊」を中央「推進委員会」に集約的に派遣し、その上で同委員会の指揮下で各市・郡に再度派遣して技術的問題の解決、技術者・技能工の養成、先進技術の普及活動や各種マニュアルの作成といった技術的サポートに従事させる措置も取られたことが、文献上確認可能である⁷²。

ただし「推進委員会」の管掌する作業は、実際にはこれらにとどまるものではなく、

「地方工業工場の建設に必要な資材の保障」にも及んでいた。これらの資材の生産を割り振られた「省・中央機関が計画された資材を期日内・無条件に保障するよう執行状況を了解（訳註：調査）掌握し、再手配する」ことも主要な業務に位置づけられたのである⁷³。つまり、「地方工業工場の建設に動員された人民軍部隊の指揮官たちとの緊密な連携の下、予見性をもって建設条件を保障することで工事を頼もしく下支えし、軍民協同作戦の威力を力強く誇示した」といった文献記述が端的に示すように⁷⁴、同政策をめぐって当初描かれた工場建設を軍が、運営を民間が担うとの構図は、実態においては、工場建設に必要な資材を民間が担い、軍が労働力を提供するというものであった。報じられる「国防省指揮組」および「人民軍第124連隊」の活動の大半が、軍人建設者への宣伝煽動、兵士の「技能工」資格認定のための講習、建設設備の保守点検と稼働率向上、建設品質に対する監督事業といったものであった点からも、このことが強く推量される⁷⁵。文献上、「国防省指揮組」が「連関単位・該当地域との緊密な連携の下」に「施工労力と資材保障・輸送状況などを具体的に掌握」し「建設資材と物資の迅速な保障」を行っているといった記述も一部に見られるものの、「推進委員会」の同種の行動と比較して記述が簡素であることから、実態としては、それらの調達・輸送を「推進委員会」が担い、「国防省指揮組」がその執行状況を把握するという構図が見出されるのである⁷⁶。

そしてここから、リソースの流れにおける同政策の特徴も浮かび上がることとなる。「第124連隊」をめぐっては金正恩より下賜された「現代的な建設装備」の活用、あるいは現場レベルでの創意工夫による自力解決が強調されつつも⁷⁷、同連隊に対する民間からの支援が順次拡大していたのである。

文献上、この過程は複線的に描写され、例えば「連隊の軍人建設者たちは着工のその日から現在に至るまで『一切受領せぬこと』との連隊指揮部の命令通り、人民たちからただ一つの物資も受け取らなかった。郡のイルクンと住民が支援物資を宿営地周辺や建設場区域内に人知れず置いていった場合も、必ず送り主を訪ねて返却したり、郡内の託児所・幼稚園にみな譲り渡したりした。このようなことが繰り返されたため、郡内の機関・企業所と託児所・幼稚園・学校・人民班でも軍人建設者が持ち込んだ物資を一切受け取らぬようにとの指示が伝達された」といった「美談」が紹介される⁷⁸。その範囲は建築工事自体への熱誠的な従事に加え、建設対象地の環境への配慮、近隣農場への労力支援、派遣地域での人命救助など多岐に及ぶことが確認できる⁷⁹。その上で、軍人建設者の熱誠と徳行に接した人民がより熱意をもって勤しむとの筆致で、民間サイドからの軍隊支援の事例が相次いで紹介されるのである。

文献の記述からは、それらが軍人建設者への慰問文の送付、地域住民による「突撃隊」の組織と現場での作業補助、講演による芸術煽動といった精神的・補助的なものにとどまらないことがただちに看取される⁸⁰。「故郷の(中略)主人としての本分を尽くす覚悟を抱き、兵士らと同じ塹壕に入る心情のもと、短期間に50余種1万8千余点に達する建設器具・工具を準備して軍人建設者らに送」る、あるいは「機関・企業所で建設場に切実に必要とされるものが何かを自ら求め、惜しめない真情を捧」げ、「市の責任イルクン自身が建設場を随時訪ねて建設重機と車両機材のフル稼働に必要な付属品を先を争って準備してや」ることで工事に貢献しているといった表現が示すように⁸¹、工事の実施に直結する物質的な支援が公言されるのである。軍人建設者の熱意を受けた自発的な行為として、軍人建設者側の謝絶を「振り切る」形で行われるとされる斯様な行為が、励行すべきものである以上に実質的なノルマとして位置づけられていたことは言を俟たない⁸²。

また文献上では、建設専従部隊としての「第124連隊」の構成員には、新兵や空軍兵のような非熟練・未経験の労働力が含まれることが報じられていた⁸³。さらに、各地の「第124連隊」が次年度においても当該地域で―同一道内の次年度の建設対象地に移動する形で―継続的に工事を担当していることも念頭に置くならば⁸⁴、もとより実態(兵員数の推移等)は不詳ながら、同政策には軍隊維持のコストを民間に転嫁する政策的意図も反映されていたとの見立てが成り立つ。少なくとも、指揮系統と物資供給における軍・民間の位置関係、そして労働力提供に偏重した「第124連隊」の活動内容からは、前節に見た総体としての軍備増強の基調の下、軍事から経済へのリソースの移転は、経済政策の象徴としての「20×10政策」においてさえ、顕著なものとなっていないことが推測されるのである⁸⁵。またこのような見方に立ってこそ、「昨年の国家予算では国家の自衛的国力強化と『地方発展20×10政策』執行、洪水被害復旧をはじめとする重要対象建設、人民的施策部門と12の重要高地占領のための経済発展と人民生活向上に2023年に比べて103.2%に該当する資金を支出しました」あるいは「国家予算では国家の科学技術が経済と国防、人民生活向上と直結した実用的な問題を解く上で貢献できるよう、前年に比して109.6%に該当する資金を支出しました」と⁸⁶、この時期に軍事と経済を弁別しない筆致が横溢するに至った背景も、十全に理解されよう⁸⁷。

5. 8 党大会期経済政策の「ベクトル」が指し示すもの—結びにかえて

以上、本稿においては「社会主義の全面的発展」論と「地方発展 20 × 10 政策」を直接の考察対象に措定し、分析を行った。そこから立ち上る北朝鮮経済の「像」は、端的には経済振興の必要性が何よりも統治の安定性に関する懸念から浮上し、しかしてそれが軍事へのリソース優先投入という既定方針を覆すまでに至ることはなく、実際にとられるのはあくまで軍事優先を所与のものとした経済振興策にとどまり、その前提の下に両者の整合ないしは弥縫に傾注がなされた—というものであり、畢竟これが、党第 8 次大会期の経済政策の全般的特徴ということになる。これを図示的に換言すれば、①統制強化の志向性（統制弛緩に対する抜きがたい懸念）と②人民生活の向上の必要性（可視的な経済成果の導出による統治の正統性の確保）そして③軍事へのリソース集中という当局にとっての問題意識が一種のトリレンマを形成し、高潮する③を優先しつつ②と①の間を振幅するとの構図が見出される、ということになるか。

このような見立てに立脚し、また本稿で取り上げた個別事例・記述を勘案するならば、「内閣責任制・中心制」の下に経済事業を主管する存在としての内閣の役割が強調されながらも、経済政策としての「20 × 10 政策」を党中央委員会が主導して内閣はひたすらその円滑な実施—なかなんぞく物資の調達—に奔走する、といった一種矛盾する様態は、斯様な構図のむしろ表現形態として解されうる⁸⁸。

またそこから、金正恩自身による「冷徹に評価するなら、党政策に接する該当部門・該当地域のイルクンらの態度と能力、そして市・郡の経済的潜在力によって左右されるほかなくなったのが、まさに過去の時代の地方工業政策でした。（中略）地方工業を指導する中央機関が 10 余回にわたってほかの機関と統合・分離され、地方経済に対する国家的な指導管理で無秩序と混乱が招来され、その過程で地方工業工場の建物と設備が少なからず流失し、経済的効果性も大きく低下しました。このように必須的な国家的投資と統一的な指導が適切に保障されなかったうえ、市・郡が資金収入を増やす上で有利な地域と資源を省・中央機関・武力・特殊単位が占めてしまい、経済活動の空間を萎縮させたことから、地方工業は自分の足で立つことも難しくなり、地方人民の中で創造的な生産活動に対する意欲さえ萎んでしまいました」といった現状批判の真の含蓄も明らかとなる⁸⁹。すなわち、統一的な管理の確保と特殊性の排除が経済振興の鍵とされつつも、それがリソース配分の偏差（軍事へのリソース集中）をあくまで前提としていたさまが、示唆されるのである。金正恩体制期に入り増加したイ

ルクンの不正に対する摘発・公開の事例を、単なる不正腐敗以上に、リソース配分偏差の下でのノルマ（可視的成果の導出）拡大に直面したイルクンが、統制外の経済行為をもってこれに相對せんとした結果と見ることも、あるいは可能であろうか⁹⁰。

さて、それでは本稿の考察より得られる示唆点、特に今後の動向を見通すに際して有用な「切り口」となりうる点はいかなるものか。ここでは2つを挙げ、結論に代えることとしたい。

まず、第一に指摘すべきは、統制志向が2つの性格を帯びようになっている点およびその含意であろう。本稿においては、「社会主義の全面的発展」論の下で、当局が経済的成果導出のために一種の規制緩和を行いつつ、その一方で統制の性向をいっそう強く打ち出すとの現象が可視化しているさまを描出したが、上にも一部見たごとく、そのような統制への志向性はしばしばイルクン批判の形をとって表面化していた。「人民大衆第一主義」の阻害要因—すなわち体制の統治を危殆に瀕せしめるもの—としてイルクンの「勢道と官僚主義、不正蓄財」が挙げられ、警戒が呼びかけられていたことをふまえれば⁹¹、それはある種自然な帰結であったと見做しうる。ただし、近年においては政策の失敗ないし未達成に対する責任を回避するための手段として、イルクン批判が「活用」されるケースが散見されるに至っている。

例えば2023年11月、現地指導に訪れた金正恩によって困難な生産課題（大型圧縮機）の達成が激賞され、「新たな時代精神、新時代の千里馬精神を創造して社会主義建設の全面的発展期を先導していく」ことへの期待が示された龍城機械連合企業所（咸鏡南道咸興市）に着目すると、まず同単位が成果遂行を通じて「敗北主義、技術神秘主義に痛打を加えた」点が、そのような高評価の理由とされたことが看取される⁹²。そして、同年末の党中央委員会第8期第9次全員会議拡大会議の席で、「機械工業の母体である龍城機械連合企業所を党中央委員会第8期の期間中に現代化の標準・模範に作り上げ、その経験に基づいて新たな5か年経済発展計画期間に大安銃機械連合企業所と楽園機械総合企業所をはじめとする重要機械工場を現代化する」との道筋が描かれ、同単位が現代化のモデルに位置づけられることとなる。

しかし、その後の報道上において、同単位の描写は抑制的なものにとどまり、翌2024年末の時点で同単位の取り組みは「改建現代化」つまり改修工事に近いものとして表現されていた⁹³。また2025年に入ると「今年に計画された改建現代化目標を無条件達成して新時代の千里馬精神の創造者らしく増産闘争を力強く繰り広げ」ることが同単位の課題として掲げられ、当該事業は年度単位で段階設定されたものとして描かれるに至る⁹⁴。そして同年8月、「今年中に龍城機械連合企業所の1段階改建現代化工

事を結束する」ことが直近の党中央委員会全員会議（第8期第12次全員会議）で課題として提示されたとの報道がなされ⁹⁵、計画のトーン・ダウンが—そのような印象を糊塗する意図と合わせて—浮き彫りになったのである。

その上で2026年1月、金正恩は現地での「1段階改建現代化対象」の竣工に際し⁹⁶、同工事を主管した「内閣と該当部門イルクン・専門家ら」の計画作成・執行上の不手際を指摘するとともに、党中央委員会がこれを是正するため「軍需工業部門の現代化専門グループ」に計画の確認・再検討を指示したこと、にもかかわらず内閣が同グループの作成した修正案を受け入れる（承認する）ことなく軍需工業部門で検討・合意するよう要求して責任回避を図ったこと、それによって労力と資金・時間を浪費して「重要な課題を抱えている軍需工業部門の負担を増やした」ことを強く批判する。そして、金正恩は自身による叱責の後も「責任意識の欠如」が改善されなかったとして責任者（内閣副総理）を即時解任した上で、曲折を経て「遂行」された工事の意義を、「大規模機械製作基地を転変させた」こと以上に「現在の経済指導力量では国の産業全般の整備事業と技術改建を引っ張っていくことが困難であるという正確な結論」が導かれた点に求める。「敗北主義と無責任性、非積極性があまりに長く習慣化した人々に期待をかけてきた慣行との決別は今後の開拓と発展のための新たな出発となる」、あるいは「イルクンらの中の根深く深刻な無責任性、保身主義と無為徒食（건달풍）を決定的に摘出しなければならず、そのためには思想的改変を先立たせねばならない」との決意表明がなされるのである。

以上の経緯からは、精神的刷新によって得られた成果をもとに課題が設定され、なおかつ課題の停滞ないしは失敗の要因を精神的刷新の不足に求めるとのレトリックが看取される⁹⁷。もとよりこれは、直截的には指導者としての金正恩を政策失敗の責任から分離せんとするツールとして精神的刷新が「活用」された結果であろう⁹⁸。しかしながら、本稿に見たように「全面的発展」論は、統制強化の志向性を基本的属性として帯びていたのみならず、統制それ自体に経済成長の余地を見出すエトスが通底していたのであり、このことから、単に失敗の責任をイルクンの思想観点に帰せしめるという方便の側面のみならず、思想的要因の強調の形をとった統制を「伸びしろ」とみなす傾向が拡大し、のみならず両者が混淆することで統制ムードがさらに高潮するとの事態が予見される。「全面的発展」論が引き続き未完の課題として掲げられる今後において、斯様な統制のエトスがいかなる表現形態をもって浮上し、いかなる作用を経済政策に及ぼすのか、注視する必要がある。

また第二に、第8次党大会期を通じてさらに亢進した軍事へのリソース集中傾向が

内包する含意が指摘されよう。北朝鮮はICBM「火星-15」型の試験発射の成功を受けた「国家核武力完成」宣言（2017年11月）後も核・ミサイル開発に注力し、第8次党大会期を経て、前述のごとく現在では全方位での核兵器の現代化—三本柱（トライアド）を備えた、いうなればフル・スペックの核保有—を目標に掲げるに及んでいる。さらにこれと並行する形で、通常戦力の現代化も主張されるに至っている。この点に関しては金正恩自身が「時間がたつにつれて近状状態がさらに激化し、導火線が燃えているが、戦争防止・安全指数はかつてよりもむしろ高まっている」背景に「外部から加えられるすべての安保上の挑戦に対処し圧倒するわが核武力の抑制機能が十分かつ完璧に稼働している」ことがあり、ゆえにこそ「米国とその同盟国らの軍事的力の使用の増加に正比例するわが国家の物理的抑制力の上昇・強勢によって、敵国の戦争挑発意志が徹底的に抑制され、地域における力の均衡が保障されている」ことが重要になるとの見解を披歴している⁹⁹。そこに言う「力の均衡」が核兵器・通常兵器の別を問わないものであることは、同じく金正恩自らの発言—「今後、党第9次大会は国防建設分野において核武力と常用武力の並進政策を提示することになる」—からも強くうかがわれるところであり¹⁰⁰、さらには第8次党大会期に明瞭となったそのような傾向が今後も続くことが、いまや公言されるに至っている。

したがって、緒に就いたばかりの「地方発展20×10政策」はもとより、今後展開されるいかなる経済政策（経済浮揚策）も、この点を所与のものとした上で進められること、また「全面的発展」論の背景ともなった可視的な経済成果の導出の必要性が逡増する中で、リソース配分—ないしは軍事・経済間のリソース不均衡の弥縫—がいつそう重要な問題として浮上することが確実な状況となっている。いうなれば、今後の北朝鮮は核・ミサイル開発と通常兵力の現代化および経済振興の3つの目標を、前者の2目標が肥大化し、なおかつ相互間の—特に2目標と経済との間の—連動メカニズムを欠いたまま追求することとなるのである。

すでに顕著となりつつある斯様な「独立3軸」的構造のもと、上述の「トリレンマ」への対処として現状試みられているのは、「20×10政策」にも典型的に見られた軍隊の労働力としての動員と、その維持コストを民間に転嫁するとの手法であるが、これはその実、軍による民間向け経済活動の増加と合わせて従前より継続的に取られてきた方策であり¹⁰¹、その意味で現在の「トリレンマ」に対する北朝鮮当局の取り組みは、規模において拡大しつつも従来の延長線上にとどまっていると見ることができる。リソースの偏差のいつそうの拡大が見込まれる中、そのような様相にいかなる変化—ないしは不変化—が現出するのかは、核・ミサイル開発および通常兵力現代化に対する

姿勢とも連動するだけに、その帰趨が注目される。

本稿の特徴は、冒頭に触れたごとく諸政策に通底するストーリーに着目し、それが指し示す方向性と、その構成要素が帯びる「ベクトル」を再現せんとするアプローチに存する。「今後 15 年程度で全人民が幸福を享受する隆盛繁栄の社会主義強国を打ち立てる」あるいは「今後 20 ～ 30 年を期限として全国の人民たちの生活環境を根本的に改変させ、わが国を世界がうらやむ社会主義理想国、人民が最上の文明を享受し平安で陸まじく生きていく社会主義楽園として建設する」といった¹⁰²、折々に提示される中長期的なビジョン—ないしはスローガン—に意を払う場合よりも明瞭に、なおかつ各政策の流れを浮かび上がらせることができる点が本アプローチの特徴であろう。さらにそこから、「可視的」な部分のみをもって捉えられがちな北朝鮮経済を、政治のみならず軍事—経済の背後に存在していることが明白でありながら踏み込めないもの—をも包括して総体で認識する観点が、畢竟北朝鮮当局のスタンスとそこに生じうる変化を見通す上で重要との示唆が得られる。第 8 次党大会期に形成された「構造」が、次期党大会を経て、いかなる背景のもとにいかなる変遷を示すのか、検討を続けることとしたい。

—注—

- 1 「朝鮮労働党中央委員会第 8 期第 9 次全員会議拡大会議に関する報道」『労働新聞』2023 年 12 月 31 日付および「朝鮮労働党中央委員会第 8 期第 11 次全員会議拡大会議に関する報道」同 2024 年 12 月 29 日付。
- 2 金イルサム「敬愛する金正恩同志が重要党会議を正常に進行する体系を復元された不滅の業績」『社会科学院学報』2025 年第 3 号、8 頁。ここでは党第 6 次大会（1980 年 10 月）に続く第 7 次大会の実施に約 36 年（金正恩体制発足後の 2016 年 5 月）を要した背景について「1990 年代に入って帝国主義者らの反共和国孤立圧殺策動がかつてなく悪辣になり、それによって党第 6 次大会が打ち出した社会主義経済建設の 10 大展望目標を実現する途に嚴重な難関が造成されたため」との説明がなされている。
- 3 飯村友紀「党第 8 次大会と経済政策の方向性—『内的動力』と『C 1 化学』政策に見る北朝鮮経済の諸相」令和 2 年度外務省外交・安全保障調査研究事業『『大国間競争の時代』の朝鮮半島と秩序の行方』報告書、日本国際問題研究所、2021 年 3 月、同「北朝鮮『整備・補強戦略』の一考察—経済政策における 2 つの表徴と相関関係そして帰結」令和 3 年度外務省外交・安全保障調査研究事業『『大国間競争の時代』の朝鮮半島と秩序の行方』報告書、同 2022 年 3 月および同「金正恩体制期における『社会主義建設の全面的発展』の方法論—表徴としての『農村革命綱領』の事例分析—」令和 4 年度外務省外交・安全保障調査研究事業『『大国間競争の時代』の朝鮮半島と秩序の行方』報告書、同 2023 年 3 月。なお、本稿は党第 8 次大会期（特

- に2024年から2025年にかけて)を対象としているため朝鮮労働党第9次大会(2026年2月19日～25日実施)については考察範囲より除外している。
- 4 権ナムヒ「忠実性の伝統、愛国の伝統を固く受け継いでいくうえであらわれる重要要求」『朝鮮女性』2024年第2号、2024年2月、22頁および洪テヨン「ウリ式社会主義の全面的発展は本質上思想・技術・文化の三大領域における新たな革命」『哲学・社会政治学研究』2025年第2号、2025年6月、29頁。なお、引用表題にもある通り「全面的発展」論はテキストによって「ウリ式社会主義の全面的発展」とも表記されるが、本稿では同一のものと見做す。
 - 5 リュ・ウンジュ「新時代の農村革命綱領はウリ式社会主義の全面的発展期の要求に符合して提示された偉大な闘争綱領」『金日成総合大学学報(哲学)』2024年第2号、2024年10月、66～67頁。
 - 6 李チョルリョン「全国に確立すべきウリ式現代文明、社会主義新文明の本質的内容」『高等教育』2025年第10号、2025年10月、16頁。
 - 7 「政治用語解説 社会主義強国」『朝鮮語文』2025年第2号、2025年5月、27頁。
 - 8 以上、引用順に、魏ヨンハク「現時期人民生活を一日も早く安定・向上させることはわが共和国政府にとって最も重視し、力を入れるべき至上の課業」『哲学・社会政治学研究』2024年第2号、2024年6月、29頁、禹ジョンソン「建設部門は社会主義理想国建設の最前線」『教員宣伝手帳』2024年第3号、2024年9月、36頁、「対談 5年で富興繁栄する強国の輝かしい明日を見る」『千里馬』2025年第10号、2025年10月、24頁。
 - 9 以上、金正恩「最高人民会議第14期第1次会議で行った施政演説」『労働新聞』2019年4月13日付および徐ソンイル「人民大衆第一主義政治は労働階級の党の大衆的地盤を強固に押し固める政治方式」『社会科学院学報』2024年第2号、2024年5月、16頁・17頁。
 - 10 リム・チョル「国家活動と社会生活の全般で人民大衆第一主義を徹底して具現することは社会主義偉業を勝利の下に前進させるための必須的要求」『哲学・社会政治学研究』2025年第2号、2025年6月、26～27頁。
 - 11 例えば「本山葛麻海岸観光地区の竣工式が盛大に進行」『労働新聞』2025年6月26日付。7月1日より「国内の客人らのための奉仕を開始する」同観光地区を「全面的富興の新たな分水嶺」と指称する表現が見られる。
 - 12 「農村振興の新時代を繰り広げていく偉大な領導」『千里馬』2025年第11号、2025年11月、12頁。
 - 13 いずれも韓ギョンス「敬愛する金正恩同志が明らかにされた社会主義の全面的発展に関する思想の本質」『社会科学院学報』2024年第2号、2024年5月、14～15頁。
 - 14 以上、リュ・ジャンヒョク「住民資金動員利用契約に対する分析」『金日成総合大学学報(法学)』2025年第4号、2025年12月、98頁および104～105頁、鄭チョルソン「現時期不動産賃貸料楯杆を正しく適用するうえであらわれる重要問題」『金日成総合大学学報(経済学)』2025年第2号、2025年5月、158頁、李ヨンイル「科学技術人材管理法の要求を徹底して守るうえであらわれる重要な問題」『金日成総合大学学報(法学)』2025年第1号、2025年3月、101～102頁。なお別の文献では単位間の土地の賃貸について「土地賃貸法」の規定上、機関・企業所・団体と公民には土地の賃貸が許容されず、借り手には外国投資家や外国投資企業のみが認められるとの記述が見られ、上記テキストと一部矛盾する(金ジュンミョン「わが国の土地賃貸法律制度の本質と特徴」『金日成総合大学学報(法学)』2025年第2号、2025年6月、70頁)。
 - 15 李ギョンチョル「敬愛する金正恩同志の領導の下に進行された法制定の特徴と内容」『金日成

- 総合大学学報（法律学）』2025年第3号、2025年9月、24～25頁、カン・テイル「住宅建設を促し人民に文明的な生活条件を設けてやるための不滅の領導業績」『金日成総合大学学報（歴史学）』2025年第1号、2025年2月、130頁。
- 16 以上、部門予算制については金ソルギョン「部門予算体系の合理的組織においてあらわれる重要な問題」『金日成総合大学学報（経済学）』2025年第3号、2025年8月、63～77頁を参照。なお部門予算制は修正補充された財政法を根拠法としているとの説明がなされる（「法規解説 修正補充された財政法について（1）」『民主朝鮮』2021年10月14日付）。
- 17 「知的財富を想像して活用する日々に」『労働新聞』2024年10月14日付。平壤チョンヒャン建材工場の事例として、特許技術を他単位と「共有」する過程で「技術開発の元手と労力を十分に保障し、その資金で新たな技術開発に取り組んだ」との表現が見られる。なお特許権については、民法上「職務上の発明について発明権・特許権を受けた機関・企業所・団体が発明家に対し定められた利得金を支払わない場合、発明家は損害賠償を請求できる」旨規定されるとの記述があり、このことから個人の特許権は実質的に所属単位に移転されるものと推測される（「知的所有権とわれわれの生活」『労働新聞』2024年12月8日付）。
- 18 「政治用語解説 自力更生教養」『高等教育』2024年第4号、2024年4月、23頁。
- 19 以上、チョン・ソンジン「国営商業網を通じた商品流通体系の確立においてあらわれる重要な問題」『社会科学院学報』2025年第1号、2025年2月、27頁および李ソン Chol「国家財政の統制的機能と貨幣の安定性」同2024年第3号、2024年8月、27頁。
- 20 「人民経済全般の成長発展にいっそう拍車をかけよう」『千里馬』2025年第2号、2025年2月、26～27頁。なお「整備・補強」事業は当初は2023年中の完遂が計画されていたが、最高人民会議第14期第10次会议の席上、金正恩により未達成が指摘されていた（「敬愛する金正恩同志が朝鮮民主主義人民共和国第14期第10次会议で綱領的な施政演説をされた」『労働新聞』2024年1月16日付）。
- 21 「社会主義企業体において計画槓杆の合理的利用は生産正常化のための必須的要求」『千里馬』2025年第4号、2025年4月、83頁および崔オクヒャン「わが国家の経済管理事業体系を整備補強するための法律的条件と環境改善であらわれる重要な問題」『社会科学院学報』2025年第2号、2025年5月、20～21頁。
- 22 以上、朴チョルミン「現時期注文制を徹底的に実施するうえであらわれる重要な問題」『社会科学院学報』2024年第3号、2024年8月、37～38頁およびチョン・ソンジン「生産に対する商業の反作用を強化するうえであらわれる重要な問題」同2025年第2号、2025年5月、26～27頁。また嚴ソンナム「現時期給養便宜奉仕事業を根本的に改善するうえであらわれる重要な課業」『哲学・社会政治学研究』2025年第3号、2025年9月、46頁。
- 23 以上、「朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会常務会議が進行」『労働新聞』2025年8月30日付、「内実をもった指導事業に引き続き注力する」同2025年11月14日付（和浦農場（平安南道平城市）の事例）、「農場員の骨身に染みて家計が潤沢になる」同2024年1月24日付（平壤市寺洞区域将泉野菜農場の事例）。
- 24 「美しき新しい村で新たな人間たちが育つ」『労働新聞』2024年6月14日付（南浦市臥牛島区域嶺南農場の事例）。また「彼らのように企業管理の正規化を掴んでいこう」同2024年11月8日付（平壤歯科衛生用品工場での社会主義企業責任管理制の実施事例）。
- 25 リュ・ジョンウォン「国家的な生産物掌握体系と方法を改善するうえであらわれる重要な問題」『金日成総合大学学報（経済学）』2025年第4号、2025年11月、24頁。

- 26 崔グァングォン「社会主義法務事業の本質と重要内容」『金日成総合大学学報（法律学）』2025年第1号、2025年3月、37頁、崔イルボク「党の地方発展政策実現を法的に担保するうえであられる重要要求」同2025年第3号、2025年9月、55頁、安ミョンフン「思想重視・思想事業先行の原則を確固として堅持することは社会主義経済管理を改善するうえであられる先次的要求」『金日成総合大学学報（経済学）』2025年第2号、2025年5月、9～10頁。
- 27 「新時代農村革命の歴史的必然性」『朝鮮社会学者協会通報』2025年第2号、出版時期不詳、21頁、洪ヘシム「わが党が現時期打ち立てた重要原則と政治闘争課業」『教員宣伝手帳』2024年第2号、2024年6月、23頁。後者の表現は党第8次大会（2021年1月）での金正恩報告中で言及されたものである。
- 28 崔ミョンボク「朝米核対決戦の勝利をもたらした朝鮮労働党の闘争経験」『金日成総合大学学報（歴史学）』2025年第4号、2025年11月、78頁。核保有を経て対米関係を「平等」な大国関係へと転換させた旧ソ連および中国の経験（前例）も言及されている。
- 29 同上、81頁。
- 30 同路線については、飯村友紀「『新たな並進路線』に見る北朝鮮経済の方向性—金正恩体制かの経済政策分析—」平成25年度外務省外交・安全保障調査研究補助金事業（総合事業）『朝鮮半島のシナリオ・プランニング』研究会報告書、日本国際問題研究所、2014年3月。
- 31 黄ヒョンヒ「自主政治実現の強固な担保を準備した不滅の業績」『金日成総合大学学報（歴史学）』2025年第2号、2025年5月、81～82頁。
- 32 各発言は引用順に『労働新聞』2025年12月25日付、11月30日付、9月27日付に掲載。
- 33 たとえば、『労働新聞』2024年2月15日付掲載の同委員会傘下「重要軍需工場」への現地指導記事においては「第2経済委員会としての重要な新計画事業への着手」が、また同2025年5月7日付掲載の同部門に対する現地指導の際には「党中央委員会第8期第10次全員会議が審議した第2経済委員会の機械工業発展戦略報告書の目標達成のための段階別計画を年次かつ徹底的に執行貫徹する」ことがそれぞれ指示されたとある。さらに同12月26日付掲載の現地指導記事では、「党第9次大会に提起する重要軍需工業企業所の現代化計画文献の草案」が金正恩により批准されたとの記述が見られる。なお、上記の党中央委員会第8期第10次全員会議の公式報道（『労働新聞』2024年7月2日付掲載）では「人民軍隊と全共和国武装力の軍事政治活動方向」が金正恩により示されたとの記述が見られるが、詳細についての言及はなされていない。
- 34 前掲各記事中、「敬愛する金正恩同志が第2経済委員会傘下の重要軍需企業所を現地指導された」（『労働新聞』2025年5月7日付）に、この表現が看取される。また、上記党中央委員会第8期第10次全員会議直後に金正恩が党中央指導機関成員らを引率して「国防工業企業所」を視察した際には、金正恩により「国防工業が到達した現代化の高みは機械工業部門のみならず全部門が乗り越えるべき基準・目標」であるとの発言がなされ、経済部門の全単位の生産工程現代化事業のモデルとして幹部たちがこれを参観したとされる（「敬愛する金正恩同志が党中央指導機関の成員らとともに重要工場・企業所を視察された」同2024年7月3日付）。
- 35 「敬愛する金正恩同志が学用品工場と教員備品工場建設事業を現地指導された」『労働新聞』2025年11月5日付。
- 36 「社会主義の全面的発展に関する思想」『錦繡江山』2025年第11号、2025年11月、9頁。
- 37 林チュンナム「最強の国家防衛力を準備するための国防建設は社会主義偉業の勝利的前進のための必須的な革命課業」『哲学・社会政治学研究』2024年第3号、2024年9月、35～36頁

および李ミョンソン「不敗の軍力はウリ式社会主義の全面的発展のための歴史的進軍の確固たる担保」『金日成総合大学学報（哲学）』2024年第2号、2024年10月、91～95頁。前者の「不敗の国家防衛力は社会主義の全面的発展のための平和的環境を担保するだけでなく、先端武装装備の開発が国防工業の発展を必須のものとして要求することから、経済を発展させるうえで大きな意義を持つ。国防工業の発展は必然的に金属工業と化学工業、機械工業をはじめとする重工業の発展を前提とする。結局、国防工業の発展過程で重工業の発展が成し遂げられ、重工業が発展すれば軽工業と農業をはじめとする人民経済のすべての部門で全面的な発展が成し遂げられることとなる。特に新世代の先端武装装備を開発する過程で高い水準の科学技術成果が実現し、それは全般的経済の現代化・情報化を促進し、国家経済力を押し固める上で巨大な源泉となる」（傍点引用者）との言説から、このような位置関係が看取可能である（36頁）。

- 38 『朝鮮豆知識』外国文出版社、平壤、2025年、47頁。
- 39 「党の新たな地方発展政策の正当性」『千里馬』2025年第2号、2025年2月、19頁。
- 40 文チョンス「各地方経済の特色ある発展を推動し競争的な発展の流れを作り出すことについての思想の正当性」『教員宣伝手帳』2025年第3号、2025年9月、33頁。
- 41 金ウンチョル「わが党の全面的発展の理念実現における地方発展政策と農村革命綱領の有機的連関」『金日成総合大学学報（経済学）』2025年第3号、2025年8月、13頁。ここでは各政策の成果が他方の政策の成果をも促進するとの相互作用を帯びていることが、その論拠として説明されている。
- 42 以上、前掲「敬愛する金正恩同志が朝鮮民主主義人民共和国第14期第10次会議で綱領的な施政演説をされた」。
- 43 「朝鮮労働党中央委員会第8期第19次政治局拡大会議に関する報道」『労働新聞』2024年1月25日付および韓ウンナム「『地方発展20×10政策』実現は人民大衆第一主義をいっそう徹底的に発揚するための偉大な革命事業」『哲学・社会政治学研究』2025年第2号、2025年6月、32頁。
- 44 金ミョンチョル「わが党の『地方発展20×10政策』とその正当性」『金日成総合大学学報（哲学）』2025年第1号、2025年3月、25頁。なお同政策とともに「全面的発展」論を構成する「農村革命綱領」に関しては、2021年末の綱領発表以来4年間に「全国的に500余りの農場の1860余りのマウルで11万3000余世帯」の農村住宅が建設されたとの報道がなされ、その可視的成果が強調されている（「天地開闢した農村マウルが限りなく聳え立つ」『労働新聞』2026年2月15日付）。
- 45 崔ジュンソン「敬愛する金正恩同志が提示した地方工業発展に関する思想の正当性」『哲学・社会政治学研究』2024年第2号、2024年6月、8頁・9～10頁。
- 46 崔スグァン「現時期地方工業工場の生産正常化のためのいくつかの経済的問題」『金日成総合大学学報（経済学）』2025年第4号、2025年11月、13～14頁。
- 47 「地方を全面的に発展させるうえで依拠すべき基本方式」『千里馬』2025年第9号、2025年9月、78頁および「国家的な投資と関心の下に」『対外貿易』2025年第2号、出版時期不詳、4～5頁。後者は地方工業省局長の対談記事中における発言である。なお、同政策の斯様な方法論は2020年に水害被害を受け、その後金正恩の指示により復興事業（住宅建設および地方経済の核となる地方工業工場の建設）がなされた江原道金化郡の経験に基づくとされる（文ジョンスク「『地方発展20×10政策』実現の確固たる担保」『社会科学院学報』2025年第1号、2025年2月、21～23頁）。金正恩自身が「20×10政策」の本格的な開始に先立って同地を現地

- 指導していることから（『労働新聞』2024年2月8日付）先行事例としての同地の位置づけは強く推測されるが、他方で文献上では「20×10政策」の起源・発端についての記述は一定しておらず、同政策の正確な立案過程は必ずしも定かではない。
- 48 「党の『地方発展20×10政策』はもっとも革命的・人民的で独創的な政策」『朝鮮女性』2024年第4号、2024年4月、19頁。
- 49 黄チヨル「社会主義建設の全面的発展と人民生活向上において変革的意義をもつ『地方発展20×10政策』」『金日成総合大学学報（経済学）』2024年第2号、2024年10月、4頁。
- 50 「かつての薬水工場が地方発展の戦役に立った」『錦繡江山』2025年第11号、2025年11月、27頁。「20×10政策」1年目の対象地域となった黄海南道銀川郡の地方工業工場が、竣工直後から生産成果を上げていることが紹介されている。ちなみに、朝鮮総連機関紙『朝鮮新報』上においては「一部原料は国家で全面的に保障している」「国家で安い価格で原料を保障してくれているため、そのぶん人民らに安い価格で製品を供給・販売することができる。国家では貴重な資金を地方に投資している」と、同政策が国家負担によって推進される側面を強調する立場から、そのような逆輸の存在が紹介されている（「新たに立ち上がった地方工業工場を訪ねて①温泉郡（南浦市）」『朝鮮新報』オンライン版、2025年7月13日付（温泉郡日用品工場支配人の発言）。なお、紙面版（同7月11日付）に掲載された同名記事は内容が一部異なる）。
<https://chosonsinbo.com/2025/07/09sk-32/>
- 51 洪ソンナム「地方工業工場運用正常化のための自体の堅固な原料基地を造成するうえであらわれる重要問題」『金日成総合大学学報（経済学）』2025年第2号、2025年5月、17頁および崔スグァン、前掲、18頁。なお、同政策の原料基地造成のために「地方発展20×10非常設置推進委員会」（後述）が「水域の土地や非耕地、低収獲地、林農複合経営土地などをすべて原料基地へと転換」すべく取り組んでいるとの文献記述も、そのような「接收」の側面を示唆するものであろう「地方工業工場運営のための準備事業を同時に」『労働新聞』2024年3月13日付。
- 52 金サンハク「敬愛する金正恩同志が地方中興の新たな転機を開いた不滅の業績」『社会科学院学報』2025年第2号、2025年5月、9頁。2024年6月に『労働新聞』に掲載された同政策の中間総括記事に同じ数値が記載されていることから、引用文中の「半年間」は2024年上半年を指すと考えられる（「地方の全面的振興をもたらすためのわが党の10年目標実行の突破口を開拓」『労働新聞』2024年6月17日付）。また「党が望む場所で誇りある生を輝かせる心を抱いて」『朝鮮女性』2025年第9号、2025年9月、44～45頁。2025年上半年に約4万名の女盟初級イルクン・女盟員が人民経済重要部分に「志願進出」したことが報じられ、記述よりそれらの「進出」の大半が居住地域内で行われていること、また郡の原料基地がそのような「進出」先として一般的なものであることが看取される。
- 53 李ウンチャン「政権機関の事業において人民生活を向上させることに力を集中することについての思想の本質」『哲学・社会政治学研究』2025年第2号、2025年6月、35頁。
- 54 なお、新浦市については「かつて魚類を数多く獲り、全国に名を馳せて栄えた地方であった。しかし自然気候の影響により海洋資源が減少したうえ、元来土地が寂寥な地方だったことから、市の経済力は次第に弱まり、人々からは新浦という地名に代わって『貧浦』という単語まで出る始末だった」といった表現が見られる（傍点引用者）。このような言説で強調される同地の寒村化の実態は、北朝鮮の水産政策との関係からも検討されるべきであろう（「地方経済発展の新たな領域はかく開拓された」『労働新聞』2025年1月26日付）。
- 55 「敬愛する金正恩同志が新浦市海岸養殖事業所建設準備作業を現地指導された」『労働新聞』

2024年7月16日付。また『『富者市』の輝かしい明日のために』『朝鮮女性』2025年第3号、2025年3月、14頁。

- 56 以上、「国家的利益、全社会的利益を優先視する気風を確立することは社会主義の全面的発展のための重要な要求」『千里馬』2025年第2号、2025年2月、71頁および『『富者市』の明日を迎えゆく女性たち』『朝鮮女性』2025年第4号、2025年4月、42～43頁。
- 57 前掲「敬愛する金正恩同志が朝鮮民主主義人民共和国第14期第10次会議で綱領的な施政演説をされた」。
- 58 新浦市海岸養殖事業所の建設については、註55に引いた金正恩の現地指導（2024年7月）以前から「新浦市と楽園郡に海岸養殖場を大々的に造成」していることが報じられるなど、部分的に言及がなされていた（「原料基地造成事業を積極的に推進」『民主朝鮮』2024年3月27日付）。ただし後刻発表された2024年の同政策の成果一覧において、政策初期に言及された20箇所ではなく同事業所を加えた計21箇所が記載されていることから（『朝鮮女性』2025年第6号、2025年6月、17頁に図示）、本稿では同事業所建設も中途追加された課題と見做している。
- 59 以下、「敬愛する金正恩同志が地方工業工場建設事業を現地で指導」『労働新聞』2024年8月26日付の記述に依拠。
- 60 「敬愛する金正恩同志が地方発展事業協議会を指導された」『労働新聞』2024年9月2日付。
- 61 前掲「朝鮮労働党中央委員会第8期第11次全員会議拡大会議に関する報道」。なおこれに合わせ、文献上の同政策の定義も「基本内容は（中略）地方工業工場と先進的な保健施設、多機能化された複合文化中心、糧穀管理施設を毎年20の郡に建設すること」「今後10年間に全国の市・郡地方工業工場を一新し地方人民らの初歩的な物質文化生活水準を一段階飛躍させること」と修正されている。金ミョン Chol、前掲「わが党の『地方発展20×10政策』とその正当性」22頁。
- 62 「敬愛する金正恩同志が『地方発展20×10政策』江東郡病院と総合奉仕所建設着工式で行った演説」『労働新聞』2月7日付。なお、2025年の同政策の成果は各道・市の20の地方工業工場に加え、平安南道殷山郡の製紙工場、咸鏡南道楽園郡の海岸養殖事業所、平壤市江東郡・平安北道亀城市・南浦市龍岡郡の病院、江東郡・咸鏡南道定平郡・開城市開豊区域の総合奉仕所の計28か所であったとされる（「偉大な党の領土のもとに新時代地方発展政策実行の2年目の目標は輝かしく達成された」『労働新聞』2025年12月31日付）。
- 63 なお「総合奉仕施設」には、その後咸鏡南道定平郡で着工された際に「図書館のみならず映画観覧をはじめとする多様な文化情緒生活を送ることができる多機能ホールと便宜施設、金融奉仕施設まで備えた、歴史上概念さえなかった総合奉仕所」との定義が付されたことが確認されるが、竣工後の紹介記事では、同施設は映画館・図書館・総合商業区で構成されるとあり、「金融奉仕施設」については言及されていない。「地方変革の新たな奇跡を誇らしくもたらす創造の熱狂、活気に満ちた前進の氣勢」『労働新聞』2025年2月25日付および「新たに立ち上がった総合奉仕所にあふれる人民の喜び」同2026年2月17日付。
- 64 前掲「敬愛する金正恩同志が朝鮮民主主義人民共和国第14期第10次会議で綱領的な施政演説をされた」。
- 65 「成川郡地方工業工場の建設着工式が盛大に進行」『『地方発展20×10政策』実現のための初の着工に際して敬愛する金正恩同志が成川郡地方工業工場建設着工式で行った演説』いずれも『労働新聞』2024年2月29日付。「3者協議」の当事者については記事中明言されていないが、文脈より党組織・行政機関・軍と推測するのが妥当と判断される。なお、ここにもある通

- り「人民軍第124連隊」は同政策に動員された軍人建設者の総称であり、各建設対象には近接地域の軍部隊から選抜された軍人建設者が派遣されているものと推測される（例えば『労働新聞』2025年3月19日付に掲載された写真より、南浦市龍岡郡に派遣された同連隊に「第526軍部隊124-1連隊」の名称が付されていることが看取される）。
- 66 以上は「わが党の地方工業発展政策の完璧な施行のための非常設中央推進委員会が事業に着手」『労働新聞』2024年1月30日付、また「『地方発展20×10政策』を徹底貫徹するための組織政治事業を各道で力強く展開」同2024年2月3日付および「現資材確保状況を具体的に計算してみる」『民主朝鮮』2024年11月23日付による。なお中央および各道「推進委員会」には複数の分科が設置されていることが確認できる（「科学の力を強力で下支えするうえであらわれる問題」同2024年4月20日付、「彼らのように作戦樹立に手間をかけよう」同2024年3月9日付）。また、前述の新浦市海岸養殖事業所の建設に際しては金正恩により「海岸養殖事業所建設を全面的に受け持つ分科」の新設が指示されており、これは同対象が急遽追加された課題であったことの傍証となろう（前掲「敬愛する金正恩同志が新浦市海岸養殖事業所建設準備作業を現地で指導された」）。
- 67 「地方発展政策貫徹の前衛で革命軍隊の威力を誇示」『労働新聞』2024年3月21日付。同記事中では組織名称は「国防省指揮組」とのみ表記されているが、同時期の他文献の記述より「地方発展20×10非常設国防省指揮組」の略称と判断した。なお、各地で工事に従事する「第124連隊」には連隊政治部・参謀部が置かれており、同連隊が名称のみならず運用においても軍の一部であることが明示されていた（「立体戦・速度戦を引き入れて連日成果が拡大」同2024年3月24日付（江原道高山郡の事例））。
- 68 「内部工事で連日成果が拡大」『民主朝鮮』2024年8月28日付（慈江道雲時郡の「第124連隊」の事例）。
- 69 「10年革命の最初の年を輝かしく装飾する熱意高く」『民主朝鮮』2024年7月6日付。
- 70 「省・中央機関との緊密な連携の下に」『民主朝鮮』2025年3月23日付。
- 71 「運営準備事業を着実に、確実に」『民主朝鮮』2025年11月22日付。
- 72 「党の地方発展政策貫徹において科学教育部門の重い責務を果たそう」『労働新聞』2024年9月20日付、「『地方発展20×10政策』貫徹のための科学研究活動を猛烈に展開」同2024年12月24日付、「2月17日科学者・技術者突撃隊の活動が深化」同2024年9月25日付。
- 73 前掲「省・中央機関との緊密な連携の下に」。
- 74 「軍民協同作戦の威力で工事の成果が拡大」『民主朝鮮』2024年4月7日付。南浦市温泉郡の地方工業工場建設における同市「推進委員会」の事例。
- 75 「人民の貴重な財富を百点満点で創造していく」『労働新聞』2024年10月24日付。
- 76 「地方建設対象の基礎掘削が相次ぎ結束、基礎・骨組コンクリート工事の成果が拡大」『民主朝鮮』2025年3月26日付、「基礎コンクリート工事が相次いで結束、次段階の工事に進入」『労働新聞』2024年4月1日付および「人民の幸福の創造者としての榮譽を輝かせていく熱意高く」『民主朝鮮』2024年8月20日付。
- 77 「人民のための創造闘争に拍車をかける」『労働新聞』2025年5月22日付、「革命強軍特有の強勇の気概、一気呵成の気性をとどろかせていく」同、2024年6月9日付。後者では咸鏡北道鏡城郡の「第124連隊」で、基礎工事に必要なヒューム管を「該当単位に依頼」するのでなく、作業場に生産工程を構築して自力生産することによって解決したとの事例が紹介されている。
- 78 「熱く行き交う軍民の情」『民主朝鮮』2024年7月17日付。両江道金亨稷郡の事例とされる。

- 79 各類型に属するものとして、例えば「すべての面で百点、満点」『労働新聞』2024年5月28日付(江原道高山郡の事例)、「兵士たちのようにこの地を愛せよ」同2024年4月2日付(咸鏡南道金野郡の事例)、「人民の軍隊、その呼び声を大事に刻んで」2024年10月17日付(咸鏡北道鏡城郡の事例)、「人民のための良いことを探し出す」2025年4月22日付(平安南道新陽郡、黄海南道白川郡、南浦市龍岡郡の事例)。
- 80 それら各類型に該当するものとして、例えば「全国各地で軍人建設者たちへ数多くの慰問の手紙を送っている」『労働新聞』2024年4月28日付、「大高潮の各戦区で革命的な大衆運動が活発に展開」同2024年5月10日付、「愛国の途、良心の途を歩む女性たち」『民主朝鮮』2025年11月15日付(咸鏡北道吉州郡の事例で、芸術煽動のほか散髪や食事提供のような生活面の支援も同時に行われているとある)。
- 81 「自分の故郷の富興繁栄する明日のために」『民主朝鮮』2024年4月12日付(平安北道亀城市の事例)。
- 82 「成川の昼と夜はこうして流れる」『朝鮮女性』2024年第6号、2024年6月、34～35頁および「党の『地方発展20×10政策』貫徹における女盟組織の役割」同2024年第8号、2024年8月、19頁。後者においては同政策遂行のための「社会主義愛国運動」として「地方工業工場建設に動員された人民軍軍人らを積極的に援護」することが女盟組織の責務として明記されている。なお同時期には、過去の事例(2015年の災害支援に軍部隊が動員されたケース)の紹介の形で、金正恩により「無規律的な現象」や「軍民関係を毀損する些細な現象」に対して「軍法で厳格に罰する」よう指示が出されたことに触れる言説も登場しており、斯様な支援が軍民関係に影響を及ぼすものとして認識されていたことが示唆される(「空の背囊と膨れた背囊」同2024年第4号、2024年4月、16頁)。
- 83 前掲「革命強軍特有の強勇の気概、一気呵成の気性をとどろかせていく」、および「わが元帥さまの兵士たちが持つ愛国忠誠の心、決死貫徹の精神を知りたくばここに来られよ」『労働新聞』2024年11月9日付。それぞれ平安南道成川郡の「第124連隊」における新兵の奮闘ぶりと、平安北道球場郡の同連隊が「建設を初めて経験する軍人が過半数」でありながら高い成果を上げたことを報じる内容である。また、「地上に刻んでいく空の哨兵たちの偉勲」同2024年11月29日付では、黄海北道銀波郡の同連隊に空軍所属の将兵が含まれるとの記述が見られる。
- 84 「随筆 兵士が秘めた写真」『労働新聞』2025年4月9日付、「社会主義制度が咲かせた美しい話」同2025年7月31日付、「命令を受けた戦士は能力の限界を知らない」『民主朝鮮』2025年8月12日付。同政策の1年目から2年目に向け、各地の「第124連隊」が両江道(金正淑郡→金亨稷郡)、平安北道(球場郡→大館郡)、咸鏡南道(咸州郡→定平郡)内で移動したことが確認できる。また「『敬愛する元帥様に対する有難みをどんな言葉で表現できましょう』」『労働新聞』2025年1月20日付からは同連隊の兵士(同一人物)が2年目の工事に参加していることが看取可能だが、「第124連隊」の人的構成が10年間同一であるかについての説明はない。
- 85 なお、住民による「主体的海軍武力強化のための事業」への住民の貢献を称揚する言説からは、民間人による軍隊への支援に直接的な軍事力強化のための供出も含まれることがわかる(「応えてみよ、今日の時代に自分がどのように生きているのか」『朝鮮女性』2025年第7号、2025年7月、24頁)。
- 86 「朝鮮民主主義人民共和国2024年国家予算執行の決算と2025年国家予算について」『労働新聞』2025年1月24日付。

- 87 なお、「20 × 10 政策」の根拠法（『地方発展 20 × 10 政策』執行法）については採択が報じられたものの、現時点で内容を確認することができない（『朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会第 14 期第 36 次全員会議が進行』『労働新聞』2025 年 7 月 4 日付）。
- 88 『朝鮮民主主義人民共和国内閣の 2024 年の事業状況と 2025 年の課業について』『労働新聞』2025 年 1 月 24 日付。内閣総理の報告中で内閣責任制・中心制および経済司令塔としての内閣への言及が見られる。また「金徳訓内閣総理が各部門の事業を現地了解」同 2024 年 2 月 15 日付では、「地方発展 20 × 10 非常設中央推進委員会」を訪ねた総理が「内閣が担っている任務の重要性を強調」し、「地方工業工場建設に必要な設備の製作、資材の生産と輸送対策を具体的に立て、生産の正常化・活性化のための事業を予見性をもって推進」するよう「言及した」との表現で、同政策における内閣の位置が示唆されている。さらに別の文献では、「社会主義国家の経済組織的機能は、発展する現実の要求に合わせて、党の経済建設路線に基づいて经济管理における内閣の統一的指導機能をいっそう高め、すべての行政経済機関・企業所・団体が自然賦源の開発利用・生産・経営・流通・収入・支出・対外貿易などの経済事業であられる問題を徹底的に内閣に集中し、内閣の統一的な指導と指揮の下で解いていくことで解決される」との記述が見られる。「現時期において、内閣の事業はすなわち党中央委員会の事業であり、党中央委員会の決定の執行はすなわち内閣の事業である」との表現も合わせて、内閣の位置付けがうかがわれよう（李ミョンイル「現次期内閣の責任と役割を尽くしていく上であられる重要問題」『金日成総合大学学報（法律学）』2025 年第 4 号、2025 年 12 月、25・26 頁）。
- 89 「敬愛する金正恩同志が『地方発展 20 × 10 政策』成川郡地方工業工場竣工式で行った演説」『労働新聞』2024 年 12 月 21 日付。ここでは「武力」単位つまり軍も「特殊性」の一環として批判対象に含まれている点が特に目を惹く。
- 90 例えば、党中央委員会第 8 期第 30 次秘書局拡大会議（2025 年 1 月）では南浦市温泉郡と慈江道雫時郡で党組織（郡党委員会）幹部が関与する党内規律違反行為（飲食による饗応、法権を悪用した地域住民の財産侵害）が発生したことが報告され、厳正な処罰が宣告されたとされる。両郡とも 2024 年の「20 × 10 政策」の対象地であり、また会議を指導した金正恩により「全党が市・郡強化に注目し、地方の新たな変革事業が相次いで行われ、予見されている重大な時期」に発覚したこれらの行為が「わが党強化の礎石を崩し、国家の 200 分の 1 を占める一地域を非党化・非政治化・非社会主義化の罠に追いやりかねない」ものであるとの発言がなされていることから、これらが同政策に関連した一種の経済事犯であったことが推測される（『朝鮮労働党中央委員会第 8 期第 30 次秘書局拡大会議に関する報道』『労働新聞』2025 年 1 月 29 日付）。
- 91 車イェギョン「国家活動と社会生活全般で人民大衆第一主義を具現することについての思想」『金日成総合大学』報（哲学）2025 年第 2 号、2025 年 6 月、76 頁。
- 92 「敬愛する金正恩同志が龍城機械連合企業所を現地指導された」『労働新聞』2023 年 11 月 27 日付。
- 93 「崔竜海委員長が咸鏡南道の各部門の事業を現地了解」『労働新聞』2024 年 12 月 1 日付。
- 94 「朴泰成内閣総理が咸鏡南・北道の各部門の事業を現地了解」『労働新聞』2025 年 2 月 24 日付。
- 95 「屈指の機械製作基地の現代化事業を力強く推進」『労働新聞』2025 年 8 月 7 日付。なお、同記事で言及された党中央委員会第 8 期第 12 次全員会議についての報道（同 2025 年 6 月 24 日付に掲載）では「人民経済の主要工業部門の活性化と現代化を画的に促すための問題が討議決定された」との記述が見られるのみである。
- 96 以下の記述は「龍城機械連合企業所 1 段階改建現代化対象の竣工式が進行」および「龍城機械

連合企業所 1 段階改建現代化対象の竣工式で行った金正恩同志の演説』いずれも『労働新聞』2026 年 1 月 20 付による。

- 97 同様のイルクン批判の事例としては、竣工の大幅な遅延の原因が、内閣の一部指導幹部、党中央委員会組織指導部の前責任幹部らが功名心から恣意的に工事を行ったこと、人民に建設工事のための募金と支援を強要したことに求められた平壤総合病院（2025 年 10 月竣工、同 11 月開院）のケースが挙げられよう（『敬愛する金正恩同志が竣工を控えた平壤総合病院を視察された』『労働新聞』2025 年 9 月 24 日付）。
- 98 本件（龍城機械連合企業所のケース）の場合、イルクン（前総理および現副総理）の問題点は消極性に加えて責任回避の姿勢にあったとされるが、批判された具体的な問題行動—軍需工業部門が作成した計画改定案を内閣で再検討することなく軍需工業部門で決定させ、内閣として決定の責任を回避しようとした点、金正恩からの叱責を受けた際に「（内閣の）管轄権内の機関を動員した審議体系を立てる」よう提起した点—は本質的に相反するものであり、真にイルクンの思想観・事業態度に原因が存するののかについて疑問が残る。機械工業の現代化のモデルたるべき同単位が、「国防工業が到達した現代化の高みを基準・目標に掲げて粘り強い創造闘争を繰り広げ、この事業を完全無欠に結束させる」よう求められる状況であったことから、本稿が瞥見した軍事へのリソースの傾斜配分がより根本的な問題となった可能性が推量されよう（「生産物の質を決定する基本要因」『民主朝鮮』2024 年 9 月 18 日付）。
- 99 「最高人民会議第 14 期第 13 次会议で行った金正恩同志の演説」『労働新聞』2025 年 9 月 22 日付。
- 100 「金正恩総秘書が国防科学院装甲防衛武器研究所と電子武器研究所の事業を指導」。なお同記事は 2025 年 9 月 13 日付だが、『労働新聞』上では報じられておらず、ここでは朝鮮中央通信社の報道を転記した『朝鮮新報』オンライン版を参照している（同紙面版に掲載なし）。
- <https://chosonsinbo.com/2025/09/13-321/>
- 101 この点については、例えば飯村友紀『「新たな戦略的路線」の政策的含意—新旧路線の承継性と異同の観点から—』平成 30 年度外務省外交・安全保障調査研究事業（発展型総合事業）『「不確実性の時代」の朝鮮半島と日本の外交・安全保障』報告書、日本国際問題研究所、2019 年 3 月。ここでは軍隊の縮小ではなく維持を前提に、軍隊の経済領域での活動を増加させることでそのコストの民間転嫁を図る方策を「北朝鮮型軍民転換」のタームで表現している。
- 102 金正恩「青年同盟第 10 次大会に送った書簡」『労働新聞』2021 年 4 月 29 日付および同「第 2 次建設部門イルクン大講習参加者らに送った書簡」同 2022 年 2 月 9 日付。